

自動車後方カメラの装備義務化へ

国土交通省は令和3年4月1日、自動車の後方部分にカメラやセンサーを装着することを義務化する方針を明らかにしました。その目的は駐車場内での後退時に子どもやお年寄りを死傷させてしまう事故を減らすことを主眼にしています。

近年では、衝突被害軽減ブレーキやオートライトなど安全に寄与するさまざまな装置が義務化されています。



《改正概要》

自動車の後退時に発生する事故に対する安全対策の更なる強化を行うため、「後退時車両確認装置に係る国際規則」が国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において新たに採択されました。

これを踏まえ、**後退時車両直後確認装置**（バックカメラ、検知システムまたはミラー）を自動車に備えなければならないこととなります。



《適用範囲》

○自動車※

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに後退時車両直後確認装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く、全ての自動車が対象となります。

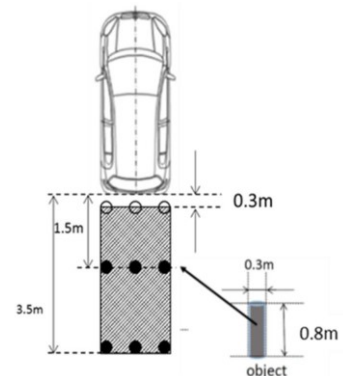
○スケジュール

令和4年5月以降に登場する新型車（継続生産車は令和6年5月の適用）に装備の義務化を予定しており、令和3年6月上旬に基準を改正するため、4月1日～5月1日の期間、パブリックコメントで意見を募集しています。

《後退時車両直後確認装置の主な要件》

- 車両直後のエリア内の障害物を確認できること。（図※参照）
- 確認手段はカメラ、検知システムまたはミラーによること。

図) 試験における確認エリアの例



□バック事故防止の5ポイント□

- ◇ 少しでも不安を感じたら、降りて後方を確認！
- ◇ バックモニターやアラームブザーに頼らない！
- ◇ 人が歩くぐらいの速度で後退する！
- ◇ 同乗者や周囲に人がいるときは誘導してもらう！
- ◇ なるべくバックしないですむよう工夫する！